



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年4月23日(火) 第9693号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
公 告	
○開発工事の完了(建築課)	2
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	2
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	3
○個人演説会等の施設の指定取消し	4
監査委員公告	
○監査結果の公表	4
○同	7
○監査結果に基づく措置状況	11
落 札	
○落札者等の決定(広報課)	15
○同	15
○同(市町村課)	15
○同(情報政策課)	16
○同(教育委員会管理課)	16
○同(教育委員会生涯学習課)	17

1 結論

群馬県知事は、監査対象事項である費用の請求を適正に行い、及び既に回収していることから、請求人の主張する財産の管理を怠る事実は存在していないと認められるため、これを棄却する。

2 判断の理由

請求人は、群馬県知事が有害物質を搬入した施工業者等に対して土壌分析調査等費用の回収の措置を講じないことは財産の管理を怠る事実に該当するとして、施工業者等から回収するよう群馬県知事に監査委員が勧告するよう求めているものと解される。

当該財産の管理を怠る事实在認められるためには、県が土壌分析調査等費用を支出し、及び施工業者等から土壌分析調査等費用を回収していない状態であればならない。

これを本件についてみるに、県は、有害物質を特定し、その後の対応方針を検討するために土壌分析調査を実施し、及び現地における安全確保のために現場立入防止対策を講じたものであり、これらの業務に対して公費を支出したのである。また、土壌分析調査等費用については、契約約款第41条第1項及び第2項の規定により、既に県が本件施工業者に請求し、及び本件施工業者から回収され、県の歳入となっていることが確認されたことから、請求人の主張する県の損害は補填されており、財産の管理を怠る事実は存在していない。

以上

◎監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成31年4月23日

群馬県監査委員	丸山幸男
同	林章
同	萩原涉
同	水野俊雄

1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

2 監査対象年度 平成30年度

3 監査対象機関 地域機関等55機関

4 監査結果の概要

- (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
- (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 3件
- (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし

5 機関別監査結果

(1) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果

勢多農林高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋工業高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋商業高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎東高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎北高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
榛名高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎女子高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吉井高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎工業高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎商業高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生女子高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生工業高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎清明高等学校 (平成31年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎興陽高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎工業高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎商業高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

太田東高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田女子高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
新田暁高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田工業高等学校 (平成31年2月22日)	(注意事項) 所得税法第183条第1項において、給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等についての所得税を徴収し、徴収した日の属する月の翌月10日までに国に納付しなければならないとされている。 当該機関は、平成30年6月29日及び同年12月10日に非常勤講師7名に対し、県立学校等非常勤講師取扱規程第17条第1項の規定に基づく報酬の増額支給を行い、その支払の際に所得税及び復興特別所得税として、それぞれ42,113円及び45,920円を源泉徴収したが、それぞれの納付期限が同年7月10日及び平成31年1月10日であったにもかかわらず、事務監査日(平成31年2月22日)現在まで所轄税務署に納付していなかった。
太田フレックス高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根実業高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等学校 (平成31年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林女子高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川青翠高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡中央高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
万場高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下仁田高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻中央高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
嬭恋高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

板倉高等学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中央中等教育学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
盲学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
豊学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しろがね特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
赤城特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉高等特別支援学校 (平成31年3月5日)	(注意事項) 県立学校非常勤職員の休暇等取扱要領(以下「要領」という。)第5条第1項各号に掲げる休業、休暇等は無給とするとされている。 当該機関は、非常勤嘱託職員に要領第5条第1項第8号に掲げる介護休暇の申請を受け、平成30年7月26日から同年8月17日までの間に合計5日の休暇を承認したが、無給としていなかった。
桐生特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎特別支援学校 (平成31年3月5日)	(注意事項) 県立学校非常勤職員の休暇等取扱要領(以下「要領」という。)第5条第1項各号に掲げる休業、休暇等は無給とするとされている。 当該機関は、非常勤嘱託職員から要領第5条第1項第5号に掲げる子の看護休暇の申請を受け、平成31年2月1日から同月5日までの間に合計3日の休暇を承認したが、無給としていなかった。
伊勢崎高等特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田特別支援学校 (平成31年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等特別支援学校 (平成31年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川特別支援学校	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(平成31年3月5日)

◎監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成31年4月23日

群馬県監査委員 丸山 幸男
 同 林 章
 同 萩原 渉
 同 水野 俊雄

監査対象機関	衛生環境研究所
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日（群馬県報第9677号）監査公表第2号
監査の結果	<p>（注意事項）</p> <p>群馬県財務規則第190条第1項の規定により、物品を購入する場合、予定価格が10万円以上の契約をするときは、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないこととされ、群馬県財務規則運用通知（平成12年3月31日会第28号）により、一度で結ぶべき契約を数回に分けて同項第1号の規定を適用させることのないようにすることとされている。</p> <p>当該機関は、物品の購入に当たり、同一日に同一の者を相手方とする「物品購入等回議書」を複数回、起案したが、予定価格の合計額が130,140円であり、計画的に発注を行って行けば、3人以上の者から見積書を徴するなどして、経費を削減することができた可能性があった。</p>
講じた措置	再発防止のため、財務規則等の周知徹底を行うとともに、複数の職員による確認を徹底し、チェック体制を強化することとした。

監査対象機関	こころの健康センター
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日（群馬県報第9677号）監査公表第2号
監査の結果	<p>（指摘事項）</p> <p>当該機関は、非常勤嘱託職員に係る健康保険料、厚生年金保険料及び介護保険料に関する手続について、次のとおり適正を欠くものがあった。</p> <p>(1) 健康保険法第48条及び同法施行規則第27条並びに厚生年金保険法第27条及び同法施行規則第19条の5において、適用事業所の事業主は、被保険者の賞与額に関する事項を、賞与を支払った日から5日以内に保険者及び厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。</p> <p>当該機関は、平成30年6月29日に支給した非常勤嘱託職員の期末手当相当額に関する事項について、支払った日から5日以内に届け出なかったため、支給時に控除した健康保険料、厚生年金保険料及び介護保険料の保険料額の決定がなされず、同年9月30日まで歳計外現金に204,972円の残金が生じていた。</p> <p>(2) 健康保険法第36条及び厚生年金保険法第14条において、その事業所に使用されなくなった日の翌日に、被保険者は資格を喪失するとされており、健康保険法第48条及び同法施行規則第29条並びに厚生年金保険法第27条及び同法施行規則第22条により、事業主が被保険者の資格の喪失に関する事項を保険者及び厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。</p>

	<p>当該機関は、平成30年6月30日に退職した非常勤嘱託職員について、資格喪失日を同年7月1日とすべきところを、誤って同年6月30日と届け出たため、6月分報酬及び期末手当相当額の支給時に控除した健康保険料及び厚生年金保険料の保険料額の決定がなされず、事務監査日(同年11月28日)現在において、歳計外現金に42,315円の残金を生じさせ、結果として、当該非常勤嘱託職員の健康保険等の加入期間に係る更正手続が必要となった。</p>
講 じ た 措 置	<p>非常勤嘱託職員の期末手当相当額に係る届出及び歳計外現金の払出し手続については、事務監査日現在には完了していたが、今後は、期限までに当該届出を提出するよう徹底するとともに、複数の職員で確認を行うこととした。</p> <p>非常勤嘱託職員の資格喪失届については、事務監査終了後、速やかに所管年金事務所にて更正手続を行い、歳計外現金残額の払出し手続を平成31年1月4日に完了させた。</p> <p>今後は、今回と同様の事例が再び発生しないよう該当の法律や手続について再確認するとともに、複数の職員で確認を行うなど、事務処理を改善することとした。</p>

監 査 対 象 機 関	林業試験場
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日(群馬県報第9677号) 監査公表第2号
監 査 の 結 果	<p>(指摘事項)</p> <p>健康保険法第48条及び同法施行規則第24条において、適用事業所の事業主は、被保険者の資格の取得に関する事項を、当該事実があった日から5日以内に保険者等に届け出なければならないとされている。また、厚生年金保険法第27条及び同法施行規則第15条において、適用事業所の事業主は、被保険者の資格の取得に関する事項を、当該事実があった日から5日以内に厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。</p> <p>当該機関は、平成30年5月21日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者となる臨時雇用者1名を雇用したが、事務監査日(同年10月31日)現在において、資格の取得に関する事項を届け出ないまま賃金から被保険者負担分の保険料を控除しており、歳計外現金に49,648円の残金が生じていた。</p> <p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、平成30年9月26日に資金前渡された負担金15,340円及び手数料600円について、事務監査日(同年10月31日)現在において、用件終了後10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。</p>
講 じ た 措 置	<p>未届けとなっていた被保険者の資格の取得に関する事項については、所管年金事務所にて平成31年1月22日に届け出た。また、歳計外現金の残金については、払出し手続を平成31年2月21日に行った。</p> <p>今後は、再発防止のため、健康保険及び厚生年金保険に係る関係法令等の確認を徹底し、適正な事務を遂行するとともに、複数の職員による確認を徹底することで、チェック体制の強化を図ることとした。</p> <p>前渡金の精算については、再発防止に向けて、複数の職員による確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、今回と同様の事例が発生しないよう事務処理を改善することとした。</p>

監 査 対 象 機 関	群馬産業技術センター
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日(群馬県報第9677号) 監査公表第2号
監 査 の 結 果	<p>(注意事項)</p> <p>当該機関は、平成30年6月18日付けで契約締結した特殊業務従事者健康診断業務委託について、複数の項目を設定する複数単価契約とし、各項目ごとに予定単価を設定していたが、複数の項目において、予定単価を上回る見積単価をもって契約して</p>

	いた。 また、見積依頼通知に予定数量や契約相手方の決定要件などを記載していなかった。
講じた措置	関係法令及び規則等の遵守を徹底し、同様の事態が発生しないよう契約事務の基本手続について、所属内で再度周知確認を行うとともに、複数職員による確認などチェック体制を強化し、再発防止を図ることとした。

監査対象機関	渋川行政県税事務所
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日(群馬県報第9677号) 監査公表第2号
監査の結果	(注意事項) 群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、平成30年6月8日に資金前渡された負担金7,500円について、事務監査日(同年11月29日)現在において、用件終了後10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。
講じた措置	精算を行っていなかった前渡金については、事務監査後速やかに群馬県財務規則に基づき精算を行った。 今後は、再発防止に向けて複数の職員による確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	藤岡行政県税事務所
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日(群馬県報第9677号) 監査公表第2号
監査の結果	(注意事項) 契約に当たっては、地方自治法第234条第3項で「予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする」とあり、群馬県財務規則運用通知(規則第169条関係)では、「予定価格は、収入の原因となる契約にあっては、契約しうる最低の限度額を意味する。」とある。 当該機関は、平成30年5月18日付けで古紙等資源物売買取引契約(複数単価契約)を締結し、古紙等資源物を定期的に業者に売り払い、その代金を雑入として受け入れているが、4項目ある契約単価の全てが予定価格を下回っていた。
講じた措置	契約事務における予定価格の作成及び価格決定を含む契約の締結について、複数の職員による確認を再度徹底するなど、あらためてチェック体制の強化を図ることで、適正な事務処理を確保し、再発を防止することとした。

監査対象機関	沼田警察署
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日(群馬県報第9677号) 監査公表第2号
監査の結果	(注意事項) 群馬県収入証紙条例施行規則第15条第1項において、地域機関等の長は、毎月証紙消印実績簿に基づいて証紙消印実績報告書を作成し、歳入の区分に応じ、当該歳入の事務を所管する課長等に提出しなければならないとされている。 当該機関は、群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例に基づく講習手数料に係る平成30年9月分の証紙消印実績報告書を作成する際、30,650円とすべきところを誤って68,650円とし、本部会計課長に提出した。
講じた措置	正しい証紙消印実績額との差額38,000円については平成30年11月分の報

	告において、減額訂正した証紙消印実績報告書を作成し、本部会計課長に提出した。 再発防止に向けて、証紙消印実績簿と証紙消印実績報告書について複数の職員による確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。
--	--

監査対象機関	公益財団法人群馬県児童健全育成事業団
監査結果の公表年月日	平成31年2月26日(群馬県報第9677号)監査公表第4号
監査の結果	(注意事項) 当該団体は、指定管理者として、ぐんまこどもの国児童会館の管理及び運営に関する基本協定書第5条の規定に基づき管理及び運営の業務等を行い、清掃業務については、専門の事業者にて委託をしている。 業務の委託に関しては、群馬県児童健全育成事業団会計規程第43条の規定により、予定価格が50万円以上の場合、3人以上を指名しての競争入札によらなければならないこととされており、同規程第44条第1項第1号の規定により、予定価格が20万円以上(工事並びに修繕にあつては30万円)の随意契約をしようとするときは、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないこととされている。また、同規程第54条の規定により、この規程に定めるもののほか、会計及び財務の手続きに関し必要な事項は、群馬県財務規則を準用することとされている。 当該団体は、清掃業務委託契約に係る指名競争入札において、第2回目入札の応札者が一者で不調となったため、競争入札手続をやり直すか、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行すべきところ、当該応札者と第2回目の入札価格をもって随意契約を締結したため、結果として、契約金額は競争入札に付するときに定めた予定価格を超えていた。
講じた措置	再発防止に向けて、当該団体は、会計事務担当者を含む職員が適正な会計事務の執行に必要な知識を習得するために、職員に平成31年2月8日に開催された県主催の会計事務に関する研修を受講させた。今後も職員に対して必要に応じて同様の研修を受講させるとともに、会計事務について、複数の職員による確認を行うなどチェック機能の強化を図ることとした。 県としても、当該団体が関係法令等を遵守し、適正な会計事務を執行していくよう指導することとした。

監査対象機関	ぐんま昆虫の森
監査結果の公表年月日	平成31年3月26日(群馬県報第9685号)監査公表第7号
監査の結果	(注意事項) 群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、平成30年5月16日に資金前渡された負担金7,500円について、事務監査日(平成31年1月22日)現在において、用件終了後10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。
講じた措置	精算を行っていなかった前渡金については、事務監査日の翌日に、精算処理を行った。 今後、財務会計システムの操作方法に十分留意するとともに、複数の職員による確認等、所属内でのチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

■ 落札